

令和4年度

『全国労働衛生週間(10/1～7)川崎北地区推進大会』開催される

第73回を迎える本年度の全国労働衛生週間に先立ち「全国労働衛生週間川崎北地区推進大会」が9月2日(金)14時よりオンライン形式にて開催されました。(主催＝川崎北労働基準行政関係団体協議会、後援＝川崎北労働基準監督署)

第1部では神奈川労務安全衛生協会川崎北支部の山口勲氏による開会の辞に続き、川崎幸クリニック臨床心理士・公認心理士の稲富正治氏を講師にお招きし「メンタルヘルス～ハラスメントについて～」というテーマの特別講演を開催しました。パワーハラスメント(パワハラ)、セクシャルハラスメント(セクハラ)の他、アカデミックハラスメント(アカハラ)やドクターハラスメント(ドクハラ)等、様々なハラスメントの意味、そのハラスメントが生じる場面と状況、人が受けるストレスの種類、メンタルヘルスへの偏見やハラスメントを起こさないための方法を詳しくお話いただきました。

第2部では川崎北労働基準行政関係団体協議会の原進会長のご挨拶に続き、川崎北労働基準監督署の渋谷勇一署長から「県内、管内とも新型コロナウイルス感染症による職業性疾病の発



生件数が増加している。職場の実態に則した感染防止対策の実行、働き方改革の推進とともにメンタルヘルス対策の一層の向上、若年期からの健康づくり等、この労働衛生週間を契機として職場環境を整備していただきたい」とご挨拶をいただきました。

続いて、川崎北労働基準監督署の吉田雄二安全衛生課長による「業務上疾病の発生状況」「腰痛による労働災害発生状況」「熱中症による労働災害発生状況」「脳・心臓疾患の労災補償の状況」「定期健康診断の有所見者率」「ストレスチェックの実施状況」「全国労働衛生週間実施要綱」「新たな化学物質規制」等に関する説明があり、滞りなく閉会しました。



スローガン あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

神奈川県最低賃金

時間額 **1,071 円**

令和4年10月1日から神奈川県最低賃金は時間額1,071円
(31円引き上げ)となりました。

○神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者と使用者に適用されます。

○次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金
- ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

○中小企業・小規模事業者向けに賃金引上げの際に活用できる業務改善助成金等、各種支援策、無料相談を用意しています。詳しくは、神奈川県働き方改革推進支援センターへお尋ねください。

電話：0120-910-090 受付時間 平日9:00 - 17:00

令和4年 労働者死傷病報告受理状況（8月末現在）

業種	年	当 年 (令和4年)	前年同期 (令和3年)	増減数	増減率
01 製造業小計		12 (0)	21 (0)	-9 (0)	-42.9%
02 鉱業小計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
03 建設業小計		31 (1)	47 (0)	-16 (1)	-34.0%
04 運輸交通業小計		39 (0)	46 (0)	-7 (0)	-15.2%
05 貨物取扱小計		4 (0)	5 (0)	-1 (0)	-20.0%
06 農林業小計		4 (0)	7 (0)	-3 (0)	-42.9%
07 畜産・水産業小計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
08 商業		70 (1)	74 (0)	-4 (1)	-5.4%
09 金融広告業		1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0%
10 映画・演劇業		3 (0)	1 (0)	2 (0)	200.0%
11 通信業		9 (0)	6 (0)	3 (0)	50.0%
12 教育研究		4 (0)	5 (0)	-1 (0)	-20.0%
13 保健衛生業		416 (1)	104 (0)	312 (1)	300.0%
14 接客娯楽		27 (0)	27 (0)	0 (0)	0.0%
15 清掃・と畜		20 (0)	11 (0)	9 (0)	81.8%
16 官公署		0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
17 その他の事業		24 (0)	18 (0)	6 (0)	33.3%
合 計		664 (3)	373 (0)	291 (3)	78.0%

※各欄左側の数字は休業4日以上災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

不明な点は川崎北労働基準監督署までお問い合わせください。

電話044-382-3190

安全衛生推進者養成講習会

9月13・14日の2日間、川崎南支部、鶴見支部および横浜北支部との共催で「安全衛生推進者養成講習会」を川崎市教育文化会館6階大教室にて開催いたしました。各支部から33名の方が、安全衛生推進者資格取得の際に必要とされる計10時間の研修を受講しました。

労働衛生コンサルタントの井上温氏と増田和義氏による指導のもと、安全管理の進め方、危険性・有害性の調査処置の方法、健康保持増進対策、安全衛生教育、安全衛生関係法令等多岐にわたる内容について受講生のグループ討議も交えハードな

2日間の講習となりました。講習後のアンケートでは、「グループ討議の話し合いの中で他の会社の状況が分かって大変参考になった」といった意見もありました。

受講された皆様が、今日の研修成果を職場に持ち帰られ、安全衛生活動でのご活躍いただくことをお祈りいたします。



監督署届出手続講習会

9月5日にカルッツかわさきにて「監督署届出手続講習会」を川崎南支部との共催で実施しました。

本講習は、事業運営に必要となる労働基準法や労働安全衛生法令などに定める労働基準監督署への届出種類や記載方法について、要点を的確にまとめた内容となっています。

業種やケース等により提出方法が異なり、手続き時に監督署担当官より指導を受けることも散見されることから、法令や記載内容を正しく理解し、適切に届け出ることを目的に実施しています。

行政書士・社会保険労務士の茂内優憲氏により、実務に則した分かりやすい講義を行っていただきました。

講習は3部構成で実施され、第1部では就業規

則や36協定、第2部では労働安全衛生法令に関わる設備に関する届出、第3部では労災保険および労働災害発生時の届出についての説明となりました。

当日は40名の人事労務管理または安全衛生を担当される方々が参加され、質疑応答を含めて真剣な姿勢で受講されていました。

スムーズで滞りのない届出手続きを実現できるよう、本日の講習内容を活かしていただくことが期待されます。



建設業における職長能力向上教育

9月20日に東急テクノシステム（株）にて「建設業における職長能力向上教育」を開催し会員事業場より17名が参加しました。

安全衛生コンサルタントの阿部丈夫氏による、職長の役割をはじめとした作業中における監督・指導の方法、KYT活動やリスクアセスメントの実践に加え、講師の経験談も交えた研修会となりました。

職長教育は労働安全衛生法第60条に基づいて開催するものです。建設業では、職長等の職務に新たに就くことになった者には、安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者(作業主任者を除く)に対し、安全または衛生のための教育を行わなければならないとされています。



特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

9月20・21日にカルッツかわさきにて「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を川崎南支部、鶴見支部、横浜北支部および横須賀支部との共催で開催し、95名の受講者が参加いたしました。

本講習は、労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第18号に掲げる特定化学物質を製造し又は取扱う作業（試験研究のため取扱う作業を除く）の特定化学物質等作業主任者選任予定者及び第20号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業の四アル

キル鉛等作業主任者選任予定者を対象にした講習です。

労働衛生コンサルタントの前田啓一氏と村上稔氏により、実務に則した分かりやすい講義を全5部構成（学科試験含む）で計13時間実施いただき、講習終了後の試験合格者には修了証が交付されました。

事務局だより

令和4年度「神奈川労務安全衛生大会」のご案内

1. オンデマンド配信期間
令和4年11月10日（木）10時00分～令和4年11月25日（金）16時00分まで
2. 参加費
無料
3. 申込方法
Webサイトからのお申込みとなります。
※（公社）神奈川労務安全衛生協会ホームページ内の「神奈川労務安全衛生大会」特設ページからお申込みください。<https://www.roaneikyo.or.jp/apply/kanagawataikai.html>
※一事業所につき、5名様以上お申込みされる場合には、Excelシートによるお申込みも可能です。
上記特設ページよりExcelシートをダウンロードしてご利用ください。
※今年度は、支部を通してのお申込受付は行いません。
お問合せ等ございましたら、taikai@roaneikyo.or.jpまでご連絡ください。

<大会ホームページQRコード>



<メールアドレスQRコード>



4. 申込期間
9月15日（木）～10月31日（月）
5. その他
配信開始日前までにご登録いただいたメールアドレス宛に視聴用URLをお送りします。
送付日などは「神奈川労務安全衛生大会」サイトにも掲載いたしますので、ご確認ください。

<川崎北支部新規加入会員事業場>

株式会社富士通パーソナルズ
株式会社シグマスタッフ横浜支店
公益社団法人川崎市歯科医師会

役員雑記帳

家内が新型コロナ陽性となった後、私も2次感染となった体験談をお話しますので、是非参考にして頂ければと思います。

私の家内は自宅で実施した抗原検査により新型コロナ陽性が判明、虚血性大腸炎を併発、重症となったため救急車を呼びました。しかし、自主的に実施した抗原検査で陽性者となったことで、ことごとく病院の受入れを断られるという事態となりました。救急隊からは「なぜ抗原検査を行ったのですか」とも言われました。基礎疾患のある方は、病院にかかる前には自主的な抗原検査は行わない方がよいと思いました。

2回目の救急車要請で大きな病院に入院することができましたが、私は2日後に発熱しました。この日は休日で保健所も休診のため、発熱相談センターで休日発熱外来を6箇所紹介してもらいましたが、どこも一杯で受診できずインターネットで申し込みができるWEB問診の病院を探し、その日の夕方、医師から直接電話問診してもらえました。自宅近くの宅配薬局の処方により約2、3時間で薬が宅配され、外出できない家族

にとってはものすごく助かり、私はこの病院に救われました。

また、同居する息子には感染させたくない思いから宿泊療養を東京都に申し込みました。しかし、その時点では空室がなく、東京都の送迎車が自宅まで来たのは申し込みから2日後でしたが、都内のビジネスホテルで7日間の宿泊療養ができた結果、同居の息子までは感染が及ばなかったのはなによりでした。

社内の家庭内濃厚接触者でコロナ感染を防いだ好事例がありましたので、併せてご紹介します。家族（お子様と配偶者）が新型コロナに感染した中で、家庭内で自らマスクを着用し、家族と距離を保って生活したことが功を奏して、家庭内での2次感染を防ぐことができたというケースです。

私はその事例を耳にしたとき、新型コロナの感染拡大防止にはマスクの着用と人との距離を保つことが重要であることを改めて痛感しました。

私の体験談は、家内の受け入れ病院が決まるまでは地獄をみた気分でしたが、ひとつの事例として皆様の参考にして頂ければ幸いです。

日本管財株式会社
神奈川支店 川崎営業所 警備グループ
ジェネラルマネージャー 富岡 秀夫